

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年3月2日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

本件は、下記の(1)ア～(1)ウの工事について、一括して入札し、契約しようとするものであり、本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式によるものとする。

(1) 工事件名

- ア 舗装道補修工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線）
- イ 舗装復旧工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線）
- ウ 交通安全施設整備工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線）

(2) 工事場所

- ア、イ、ウ共に、
一般府道四ノ宮四ツ塚線
京都市南区西九条東島町他地内

(3) 工事概要

- ア 工事延長 L=598.8メートル
 - 排水性舗装工 A=10,917平方メートル
 - 砕石マスチックアスファルト舗装工 A=7,550平方メートル
 - じょく層舗装工 A=2,418平方メートル
 - コンクリート舗装補修工 一式
 - アスファルト切削及び打換え工 一式
 - 排水構造物工及び縁石工 一式
- イ 工事延長 L=500.3メートル

舗装打換え工（歩道部） A=2, 536平方メートル

舗装打換え工（車道部） A=806平方メートル

縁石工（歩車道境界工） L=128メートル

縁石工（地先境界工） L=164メートル

排水構造物工（街渠板工） L=132メートル

区画線工 一式

ウ 工事延長 L=485メートル

横断防止柵 L=527メートル

チェーン柵 N=5箇所

ポストコーン N=29本

横断防止柵撤去 L=449メートル

(4) 工期

ア, イ, ウ共に,

契約の日から平成23年3月15日まで

(5) 支払条件

ア, イ, ウ共に,

前金払は請負金額の4割を超えない範囲内で支払うこととし、部分払は必要に応じて支払うこととする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加資格有資格者（以下「当該有資格者」という。）とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者は、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等入手し、積算のうえ、入札を行う。

ア 下記(5)アに該当し、4(1)に記載の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の書類を4(3)アに記載のインターネットを利用して提

出した者は、京都市電子入札システムによりインターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手すること。

なお、上記の者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

イ 下記(5)イに該当し、4(1)に記載の申請書等を4(3)イに記載の持参により提出した者は、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

(4) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、参加資格確認通知時に交付する「舗装道補修工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線），舗装復旧工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線），交通安全施設整備工事（一般府道四ノ宮四ツ塚線） 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については、5(1)アの提出期限までに、4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第

6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。))。

3 入札参加資格に関する事項

本件入札に係る申請書等の提出の日(以下「申請日」という。)において、共同企業体のすべての構成員が現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請日((1)イ(オ)にあつては、公告の日から参加資格確認の日までの間)において、次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 共同企業体として次に定める条件を満たしていること。

なお、その他の共同企業体の運用については、「京都市共同企業体運用基準」によることとする。

ア 構成員の数

2者とする。

イ 構成員の資格要件

(ア) 本市内に本店を有すること。

(イ) 建設業法の舗装工事業に係る特定建設業許可を有していること。

(ウ) 本市の「競争入札有資格者名簿(工事)」の舗装工事種目に平成18年度以前から登録されていること。

(エ) 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以

内) なものに限る。) における「ほ装」の総合評定値が800点以上であること。

(オ) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(カ) 本件工事に係る2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 結成方法

自主結成によること。

エ 出資比率

出資比率の下限は30パーセントとする。

オ 代表者

構成員の中で出資比率が最大の者を代表者とする。

カ その他

(ア) 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

(イ) 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

(ウ) 共同企業体の成立の日は、特定建設工事共同企業体協定書(甲)を提出した日とすること。

(2) 共同企業体のすべての構成員が、建設業法の舗装工事業に係る監理技術者(平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付された場合は、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。)を専任で1名以上配置し得ること。

なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(3) 共同企業体の代表者となる構成員が、平成6年度以降に完成済みの工事におい

て、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、次のア又はイのいずれかを施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

ア 舗装構成にコンクリート舗装版を有する車道における舗装面積1,500平方メートル以上の切削オーバーレイ舗装工事（ただし、コンクリート舗装版の目地やクラックの補修工又はアスファルト注入工を含むものに限る。）

イ 砕石マスティックアスファルト舗装工事

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社

である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

共同企業体を結成したうえで、共同企業体名で提出すること。

イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（原本3部）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振大162号により改正後のもの。

なお、インターネット利用者の場合、上記イ及びウの書類については、申請書を提出する日の前日までに4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けた後、提出すること（共同企業体協定書は原本3部を確認のうえ2部を返却する。）。

エ 共同企業体のすべての構成員の建設業許可通知書の写し

オ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知

書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

カ 技術者配置予定調書（共同企業体の代表者及び共同企業体の代表者以外の構成員のもの）（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び当該監理技術者が平成16年3月1日以降に監理技術者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること。

また、当該技術者については、申請日において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

キ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)の施工実績を記載し、これを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

(2) 申請書等の交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成22年3月10日（水）正午まで。ただし、京都市の休日
を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、
正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書
等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票
として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

ア インターネット利用者は、申請書の提出の日の前日までに4(1)に記載のイ及
びウの書類を4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けて提出したうえで、4(2)
ア(イ)の期間内に、共同企業体の代表者のICカードにより、京都市電子入札
システムの本体に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札シス
テムの申請書」という。）に必要事項を入力の上、4(1)に記載のイ及びウ以
外の書類をワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイ
ル（Adobe Reader7.0で扱えること。以下同じ。）（容量はトータルで1メガ
バイト以内）にして添付し、京都市電子入札システムに送信すること。

イ 端末機利用者は、4(2)ア(ア)の場所及び期間内に、4(1)に記載のア～キの書類を
持参し提出すること。

上記ア及びイのいずれの場合も、受付時間は午前9時から午後5時までとする
（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、4(2)ア(ア)の場所で、本件工事に係る設計図書等の複写承認書及び落札者決定基準を交付するので、速やかに受領したうえで、設計図書等については本市の指定する期間内に指定する印刷所へ複写承認書を提示して購入するか又はインターネットを利用してダウンロードにより入手すること。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成22年3月12日（金）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成22年3月16日（火）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

なお、提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成22年3月19日（金）午後5時まで

イ 提出場所 4(2)ア(ア)に同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

4(4)の通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件工事において配置予定の監理技術者のうち共同企業体の代表者となる構成員が配置する技術者について、落札者決定基準において次のア～ウのことを評価することとしている。

ア 平成16年度以降に元請として受注し、技術資料提出の日までに完成済みの同種又は類似工事に、監理技術者として従事した代表的な施工実績。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

なお、この場合において、同種工事とは、舗装構成にコンクリート舗装版を有する車道における切削オーバーレイ舗装工事（ただし、コンクリート舗装版の目地やクラック補修又はアスファルト注入工を含むものに限る。）又は碎石マスチックアスファルト舗装工事をいい、類似工事とは、D I D地区（人口集中地区）内における車道舗装工事で切削オーバーレイ舗装工の施工面積が6,000平方メートル以上の工事をいう。

イ 上記の同種又は類似工事に係る工事成績評定点

ウ 当該監理技術者における1級舗装施工管理技術者資格の有無

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員が、落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 共同企業体の構成員が、競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (3) 落札決定の日時までの間に、3(1)に規定する本件入札に参加する共同企業体に必要な資格を喪失したとき。
- (4) 共同企業体の構成員が、申請書の提出後から落札決定の日時までの間に、3(4)に規定する関係会社の参加制限に該当することとなったとき。
- (5) 5(1)に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出期限までに提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札への参加停止措置を行う。

- (6) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

7 入札方法等

- (1) 技術資料の取扱い

技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)に示した方法により入札すること。
- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時的使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

(4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）（容量は1メガバイト以内）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

(6) 上記(5)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契

約上の権利義務を生じるものではない。

- (7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (8) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格を入札の前に公表する。
- (10) 本件入札において、入札者が二者に満たないときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

8 入札期間、開札日時及び落札者の決定等

(1) 入札期間

平成22年3月25日（木）、26日（金）及び29日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札日時

平成22年3月30日（火）午前9時30分から

(3) 落札者の決定

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、その者が、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内

容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため，著しく不適當であると認められるときは，その者の次に評価値が高い者を落札者とするところがある。

なお，最も高い評価値を得た者が二者以上あるときは，抽選により落札者を決定する。

(4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において，低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には，価格及び評価値の順位にかかわらず，低入札価格調査制度における必要書類（契約課ホームページ参照）を，平成22年4月1日（木）午後5時までに，4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出しなければならない。

なお，当該期限までに提出されないときは，要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。

(5) 低入札価格調査を経て落札者となった者の入札参加制限

本件入札において，低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は，契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は，1年を経過する日）まで，契約課が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者に対する通知

落札者に対しては，落札者決定の日（ただし，休日を除く。）に，以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう，電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(7) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成22年3月31日（水）午前9時から同年4月2日（金）午後5時まで（ただし、休日を除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成22年4月2日（金）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(8) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成22年3月31日（水）午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

1(1)ア～ウの工事について、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

1(1)ア～ウの工事について、契約保証金の納付を要する。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った

場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(7)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者の構成員（以下「非落札者構成員」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者構成員に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が構成員が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)